

堺市民会館運営管理方針策定支援業務 審査基準及び配点表

1 審査方法

(1) 各委員は、業者からの企画提案書、見積書及びプレゼンテーションについて以下の選定基準（審査項目の評価荷重）に基づき評価する。

なお、内容点はA～Eの5段階評価し、評価事項ごとの配点にA：100%、B：80%、C：50%、D：20%、E：0%を乗じたものを各項目の点数とする。

	A	B	C	D	E
評価点	非常に優れている	優れている	普通	劣っている	非常に劣っている

※評価事項の記載がない場合は、E（0%）とする。

(2) 選定委員会は業者ごとの点数を集計し、一番点数の高い業者から順位を決定する。

なお、集計した点数が同点のときは、「内容点」が高い業者を上位の順位とする。また、「内容点」も同点の場合は、評価項目表の提案内容（総合）と提案内容（個別）の合計点が高い業者を上位の順位とする。

万一、合計点が最も高い業者の点数が総配点1,500点（300点×選定委員5人）の半数未満の場合は、優先交渉権者の選定を無効とする。

2 審査基準

評価項目		評価事項	配点
内容点	業務理解度	運営管理方針の内容（役割、必要性等）を十分に理解し、業務を実施する上での課題や問題点を把握しているか。	30
		本市の状況（既存計画、立地特性等）を把握しているか	20
	提案内容（総合）	提案内容は、業務の与条件と整合しており、的確であるか。	20
		提案内容は、独創性、客観性、説得力はあるか。	20

		公立文化施設の果たす役割に関する考え方や検討方法は、 具体的かつ妥当か。	20
		劇場法など国の文化芸術に関する動向等を的確に把握して いるか。	20
	提案内容 (個別)	所有または収集可能なデータが豊富であり、かつ業務内容 の趣旨に沿ったものか。	20
		運営管理方針の実効性を検討するため、具体的な有識者や 文化芸術団体等を提案するなど、意見聴取及び検討手法は 具体的かつ妥当か。	30
		運営管理方針に関する考え方や検討方法は、明瞭で実効性 の高いものとなっているか。	40
	業務実施体制	本業務の円滑な遂行及び完成度を高めるための工夫等がみ られる実施体制となっているか。	15
		本業務の担当者は、本業務と同程度の業務を国及び地方自 治体で実施した実績があるか。	15
	業務実施スケ ジュール	業務実施スケジュールは妥当か。	20
	価格点	$30 \text{ 点} \times \text{最低見積金額} \div \text{見積金額}$ (小数点以下、四捨五入)	30
合 計			300